

## 宅配タクシーロゴデザイン使用ガイドライン

令和2年5月22日  
延岡市地域・離島・交通政策課

### (趣旨)

第1 このガイドラインは、「宅配タクシー」のロゴデザイン(別図。以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴに関する権利)

第2 ロゴに関する一切の権利は、延岡市(以下「市」という。)に属する。

### (使用できる者)

第3 ロゴを使用できる者は以下の者とし、市に対して申請等の手続きはなく、使用できるものとする。

- (1) 宅配タクシーの利用に対応する市内の店舗
- (2) 宅配タクシーに対応するタクシー事業者
- (3) 宅配タクシーのPRに協力する者
- (4) 国及び地方自治体
- (5) 新聞、テレビ、雑誌、WEB等の報道関係機関

### (使用料)

第4 ロゴの使用料は、無料とする。

### (使用の制限)

第5 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 法令等に違反する又はそのおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反する又はそのおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教に利用されるおそれがある場合
- (4) 延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条の暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係する場合
- (5) 市の信用又は品位を害すると認められる場合
- (6) 宅配タクシーのイメージを損なう又はそのおそれがある場合
- (7) ロゴを著しく変形し又は本来の意図やイメージを尊重していないと認められる場合
- (8) その他、ロゴの使用が適当でないと認められる場合

### (使用の条件)

第6 市は、ロゴの使用に係る経費又は役務を負担しない。

2 市は、ロゴの使用により生じた損害賠償等について、一切の責任を負わない。

3 使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

4 使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償する。

### (補則)

第7 このガイドラインに定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は別に定める。

別図

